

国水河計第 115 号
国水策第 136 号
令和 6 年 12 月 18 日

国土審議会 会長 永野 毅 殿

国土交通大臣 中野 洋昌

諮 問

下記について、ご意見賜りたい。

記

流域総合水管理のあり方について

以上

国水河計第 115 号
国水策第 136 号
令和 6 年 12 月 18 日

社会資本整備審議会 会長
安永 竜夫 殿

国土交通大臣 中野 洋昌

諮 問

下記について、ご意見賜りたい。

記

流域総合水管理のあり方について

以上

1. 諮問事項

流域総合水管理のあり方について

2. 諮問の趣旨

気候変動の影響により、降水量が増大することで水災害が激甚化・頻発化していることに加え、今後の渇水リスクの顕在化が懸念されている。また、人口減少、ライフスタイル・産業構造の変化、2050年カーボンニュートラルに向けた水力発電の推進等に伴う水需要の変化、水インフラ老朽化、技術者の高齢化、生物多様性の損失など、国民生活や社会経済活動に影響を与える様々な課題が顕在化している。

気候変動に伴う降雨量の増加や海面の上昇等による水災害の激甚化・頻発化に対しては、社会資本整備審議会答申「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」（令和2年7月）を踏まえ、河川管理者等による堤防やダムの整備等の治水対策に限らず、流域のあらゆる関係者の協働による流域治水が進められている。また、降雨予測や流入量予測の高度化等により、ダムの利水容量の治水活用（事前放流等）や治水容量を活用した水力発電の増強など、これまでは難しかった柔軟な水管理に取り組み始めたところである。

水資源分野においては、従来の需要主導型の「水資源開発」からリスク管理型の「水の安定供給」へと水資源政策を進化させるべく、国土審議会答申「今後の水資源政策のあり方について」（平成27年3月）を踏まえた指針に基づき、順次、水資源開発基本計画の見直しが進められており、これらの見直し過程で明らかになった水需要等の情勢変化を踏まえ、治水、利水、環境等の観点から流域のあらゆる関係者が一体的に取り組む総合的な水のマネジメントへの展開を期待する国土審議会水資源開発分科会調査企画部会提言「リスク管理型の水資源政策の深化・加速化について」（令和5年10月）が示された。

多様化・複雑化している課題に対応していくためには、予測技術の更なる高度化や流域治水をはじめとした流域内での連携の深化を受け、一部地域での試行的な取組・検討をより発展させることが必要である。治水に加え、利水・環境についても施策の効果を最大化しようとした場合、治水・利水・環境で相互に影響する場面は今後さらに増え、かつ、それらの影響度合いは一層深くなる。このため、流域全体であらゆる関係者と協働して取り組むとともに、治水・利水・環境間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」を図るなど、流域治水・水利用・流域環境の一体的な取組を進めることで、「水災害による被害の最小化」、「水の恵みの最大化」、「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」を進めていくことが求められている。流域総合水管理に取り組むに当たっては、より柔軟な対応が必要であり、新たな水循環基本計画（令和6年8月閣議決定）においても、重点的に取り組む主な内容として「健全な水循環に向けた流域総合水管理の展開」が示されたところである。

このような社会情勢等の変化や技術の進展を踏まえ、流域総合水管理のあり方について諮問するものである。

国 国 土 審 第 10 号
令 和 7 年 1 月 16 日

国土審議会水資源開発分科会長
渡邊 紹裕 殿

国 土 審 議 会 長
永 野 毅
(公印省略)

流域総合水管理のあり方について

令和6年12月18日付国水河計第115号、国水策第136号にて国土交通大臣より当審議会に意見の求めのあった流域総合水管理のあり方については、国土審議会運営規則（平成13年3月15日国土審議会決定）第7条第1項の規定に基づき、貴分科会に付託する。

国国土審（水）第17号
令和7年1月16日

国土審議会水資源開発分科会
流域総合水管理のあり方検討部会長 殿

国土審議会水資源開発分科会長
渡邊 紹裕
(公印省略)

流域総合水管理における今後のあり方について

令和7年1月16日付国国土審第10号をもって国土審議会議長から別紙（写）のとおり「流域総合水管理の今後のあり方について」の付託がありましたので、水資源開発分科会における部会設置要綱（平成13年8月21日決定）に則り、貴部会において調査審議していただき、後日、分科会に結果報告をしていただきますので、よろしくお願い致します。

国社整審第 123 号
令和 6 年 12 月 26 日

河川分科会
分科会長 小池 俊雄 殿

社会資本整備審議会
会長 安永 竜夫

流域総合水管理のあり方について（付託）

令和 6 年 12 月 18 日付け国水河計第 115 号及び国水策第 136 号により当審議会に諮問された流域総合水管理のあり方については、社会資本整備審議会運営規則第 8 条第 1 項の規定により、河川分科会に付託します。

国社整審(河)第108号
令和7年1月29日

社会資本整備審議会
河川分科会
流域総合水管理のあり方検討小委員会
委員長 中北 英一 殿

社会資本整備審議会
河川分科会
分科会長 小池 俊雄

流域総合水管理のあり方について（調査審議）

令和6年12月26日付国社整審第123号により当分科会に付託された「流域総合水管理のあり方について」は、社会資本整備審議会河川分科会運営規則第1条第1項の規定により、流域総合水管理のあり方検討小委員会に調査審議を依頼します。